

尾花沢市の妊婦さんへ

県外で受診した妊婦健康診査費用の一部助成について

ご妊娠おめでとうございます。

尾花沢市では、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成するため、母子健康手帳とあわせて14回分の妊婦健康診査受診票を交付しております。この受診票は、山形県内の医療機関でのみご使用いただけます。

里帰り出産等により、県外の医療機関等で妊婦健康診査を受診する場合は、この受診票を使用することができません。そのため、健診費用は一度医療機関の窓口で自己負担によりお支払いいただく必要があります。そのうえで、後日下記のとおり申請していただくと、支払った健診費用の一部を妊婦さんへお支払いいたします。

1. 助成対象・条件

- ① 県外の医療機関等で受診した妊婦健康診査
- ② 妊婦健康診査を受診する日に尾花沢市内に住所があること
- ③ 医療保険を使わない妊婦健康診査
(医療保険を使った診察・検査、分娩費、予防接種、文書代等は該当しません)

2. 必要書類

- ① 尾花沢市妊婦健康診査費用助成金交付申請書兼請求書(様式第3号)
※市ホームページよりダウンロード可能。健康増進課窓口にもございます。
- ② 母子健康手帳(妊婦健康診査の記録・結果が証明できるもの)
- ③ 未使用分の尾花沢市妊婦健康診査受診票
- ④ 妊婦健康診査に係る領収書および診療明細書(原本)
- ⑤ 妊婦さん名義の通帳

3. 申請方法

尾花沢市健康増進課 健康指導係まで 必要書類を全てご持参ください。

(受付：平日 8:30～17:15)

4. その他

- ・助成額は、尾花沢市妊婦健康診査受診票の表紙に記載の公費負担上限額までです。上限額を越えた分については自己負担となります。
- ・家族の方による代理申請でも問題はありませんが、申請者名は必ず妊婦さん本人のお名前をご記入ください。
- ・**申請期限は出産日より6か月以内**です。出産後にまとめでの申請でもかまいません。



お問い合わせ…尾花沢市健康増進課 健康指導係 母子保健担当 ☎0237-22-1111